３　この規程において「災害対応車両調整法人」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対応車両の配車調整等を行う法人をいう。

４　この規程において「登録災害対応車両調整法人」とは、次条第二項の規定による登録を受けた災害対応車両調整法人をいう。

（登録）

**第三条**　災害対応車両の所有者は、その所有する災害対応車両について、都道府県知事又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）の要請に基づき、当該都道府県知事等に提供し得るものであることについて、この規程の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

２　災害対応車両調整法人は、都道府県知事等の要請に基づき、当該都道府県知事等に、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行う法人であることについて、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

３　前二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

４　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

５　前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録期間満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

**第四条**　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一　災害対応車両の所有者に関する情報として次に掲げるもの

イ　商号、名称又は氏名及び住所並びに連絡先

ロ　法人である場合においては、その役員の氏名

ハ　地方公共団体である場合においては、地方公共団体の長の氏名及び担当部局名並びに連絡先

ニ　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

ホ　営業所又は事務所の名称及び所在地

ヘ　災害対応車両の所有者が、その所有する災害対応車両に関連する事業の発達、改善及び調整に関する業務を実施する団体に加入している場合にあっては、その加入している団体の名称

二　災害対応車両に関する情報として次に掲げるもの

イ　種別

ロ　製造年月

ハ　規格

ニ　平時における設置場所及び用途

ホ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に供される見込みの用途（第二条第一項各号に掲げるいずれかの用途をいう。）

ヘ　過去の災害時における活動実績の有無及びその内容

ト　災害対応車両の提供に係る対価

チ　第六条第二項に規定する基準を上回る基準に適合する場合はその旨

リ　その他内閣総理大臣が別に定める事項

２　前条第二項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出するものとする。

一　商号又は名称及び住所並びに連絡先

二　役員の氏名

三　設立目的及び業務内容

四　会員数

五　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

六　営業所又は事務所の名称及び所在地

七　その他内閣総理大臣が別に定める事項

３　前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

４　前条第二項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両（第六条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うことを条件として申請するものとする。

５　第一項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに第一項第二号に掲げる事項を証する書類としての災害対応車両の図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及びその写真を添付するものとする。

６　第二項の申請書には、前条第二項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに定款その他当該団体の活動内容が分かる資料を添付するものとする。

７　内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の登録を受けようとする者に対し、第五項又は前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。

（登録の実施）

**第五条**　内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録の申請があったときは、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

一　前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

２　内閣総理大臣は、前項の災害対応車両登録簿の作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって行うものとする。

３　登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、前項の電磁的記録により作成された災害対応車両登録簿を閲覧し、その登録されている事項を変更することができるものとする。

４　内閣総理大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

**第六条**　内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録を受けようとする災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　第九条第一項（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）